

総社市新生活交通の運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第14号

総社市新生活交通の運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市新生活交通の運行に関する条例施行規則（平成22年総社市規則第24号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
対象者	減免の額	対象者	減免の額
略		略	
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者	100円	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者	100円
<b>介護予防・生活支援サービス事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者をいう。）</b>	<b>100円</b>		
小学生の児童	100円	小学生の児童	100円
略		略	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。